

30福保医安第670号  
平成30年9月20日

各保健所設置市保健衛生主管部長 殿

東京都福祉保健局医療政策部長  
矢 沢 知 子  
(公印省略)

東京都子供への虐待の防止等に関する条例（仮称）の基本的な考え方に対する御意見の募集について

平素より東京都の保健医療施策について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、別添のとおり東京都では児童虐待防止対策部会を設置し、全庁横断的な体制で児童虐待防止の取組を強化しているため、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

なお、公益社団法人東京都医師会、公益社団法人東京都歯科医師会及び都内各病院には東京都から別途通知しておりますので申し添えます。

記

送付書類

- ・東京都子供への虐待の防止等に関する条例（仮称）の基本的な考え方に対する御意見の募集について  
(平成30年9月20日付事務連絡)

(問合せ先)

東京都福祉保健局医療政策部医療安全課指導担当  
電話03-5320-4432



事 務 連 絡

平成30年9月20日

都内医療機関管理者 様

東京都福祉保健局少子社会対策部

子供・子育て計画担当課長

園尾 まゆみ

東京都子供への虐待の防止等に関する条例（仮称）の基本的な考え方に対する  
御意見の募集について

東京都の児童虐待防止に係る関連施策につきまして、日頃よりご協力賜りまして誠にありがとうございます。

東京都では、虐待防止の取組を一層推進することを目的として、「東京都子供への虐待の防止等に関する条例（仮称）」を策定することを検討しています。このたび、条例制定にあたっての基本的な考え方をまとめましたので、別紙のとおりお知らせするとともに、皆様から御意見を募集します。

## 記

### （1）募集期間

平成30年9月14日（金曜日）から10月13日（土曜日）まで（郵送は当日消印有効）

### （2）基本的な考え方の内容

別紙2のとおり

※インターネットもしくは都民情報ルーム（都庁第一本庁舎3階北側・平日の午前9時から午後6時15分まで利用可能）でも閲覧が可能です。

〔URL〕 <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/syoushi/syoushi/oshirase/gyakutai-iken.html> □

### （3）提出方法

以下のいずれかの方法でお寄せください。なお、電話による御意見の受付は致しません。

#### ア 郵送

別紙「意見提出様式」にご記入の上、以下宛先までお送りください。

【宛先】※郵便番号と宛名だけで届きます。

〒163-8001 東京都福祉保健局少子社会対策部計画課 意見募集担当 宛

#### イ FAX

別紙「意見提出様式」にご記入の上、FAX 番号 03-5388-1406 までお送りください。

#### ウ 電子メール

メール本文に以下の記載事項をご記入の上、S0000194(at)section.metro.tokyo.jp までお送りください。

**【記載事項】**

- ①該当箇所（項目またはページ数等） ②意見内容
- ③お住まいの区市町村（都外の場合は道府県名） ④ご年齢（例：30歳代） ⑤性別
- ※ 件名は「東京都子供への虐待の防止等に関する条例（仮称）に対する意見」として  
ください。
- ※ 電子メールによるご提出の場合は、添付ファイル（別紙「意見提出様式」）による  
提出はご遠慮ください。データファイル等を添付された場合、情報セキュリティ  
の観点により、開封はいたしません。
- ※ メールアドレス内の(at)を「@」に変換の上、お送りください。

**(4) その他注意事項**

- ・提出いただきました御意見については、公開することがあります。
- ・御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、御了承願います。
- ・FAX番号、電子メールアドレス等はお間違えのないようお願いいたします。
- ・今後、皆さまにいただいた御意見に加え、区市町村や東京都児童福祉審議会の御意見も  
伺いながら、条例の骨子案を作成した上で、改めて皆さまの御意見を伺う予定です。

**【問い合わせ先】**

東京都福祉保健局少子社会対策部計画課 柿沢・山本  
(電話) 03-5320-4138 (内線) 32-742  
(メール) S0000194(at)section.metro.tokyo.jp

## 東京都子供への虐待の防止等に関する条例（仮称）の 基本的な考え方について御意見を募集します

### ＜記入方法＞

別紙「東京都子供への虐待の防止等に関する条例（仮称）の基本的な考え方」をご覧くださいの上、御意見等のある項目の番号（1から6）及び御意見を下記に記入し、ご提出ください。

※ 御意見はいくつでもご提出いただけます。

#### ◆項目の番号

1	目的	4	視点③ 子供とその保護者への支援
2	視点① 虐待の未然防止	5	視点④ 人材育成
3	視点② 早期発見・早期対応	6	その他・自由意見など

番号	御意見

※以下は集計上お伺いするものです。さしつかえのない範囲でご記入をお願いします。

お住まいの区市町村	(区・市・町・村)	都外の場合	(道・府・県)
ご年齢	歳代	性別	

(送付先)

**FAX**: 03-5388-1406

**郵送**: 〒163-8001 (宛名) 東京都福祉保健局少子社会対策部計画課 意見募集担当宛

※郵送の場合、郵便番号と宛名のみで届きます。

※メールによるご提出の場合、本様式を使用せず、メール本文に必要事項をご記入の上、ご提出ください。

## 東京都子供への虐待の防止等に関する条例 (仮称)の基本的な考え方

平成30年9月14日

東京都福祉保健局

### 目的と視点

- この条例は、社会全体で虐待から子供を守り、健やかに育むために、行政、都民、関係機関などが果たすべき役割を明らかにし、虐待防止の取組を一層推進していくことを目的としています。
- この目的を達成するため、以下の4つの視点から、基本的な考え方を整理しました。

視点① 虐待の未然防止

視点② 早期発見・早期対応

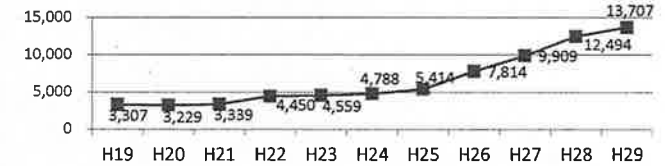
視点③ 子供とその保護者への支援

視点④ 人材育成

### はじめに

- 虐待は、子供への重大な権利侵害で、その心身の健やかな成長を阻害するものであり、非常に深刻な問題です。
- 東京都では、子供と家庭に関する身近な相談機関である区市町村の子供家庭支援センターと専門的対応を行う児童相談所が連携しながら、虐待の防止に取り組んできました。
- しかしながら、都内の児童虐待の対応件数は年々増加し、平成29年度は13,707件と、10年前の約4倍となっています。また、今年の3月にも、目黒区内で5歳女児が虐待により死亡するという痛ましい事件が発生しました。

■都の児童相談所における虐待相談対応件数(件)



- こうしたことから、社会全体で、子供への虐待防止の取組をより一層進めるため、条例の制定に向けて検討を開始しました。
- 今回、この条例の基本的な考え方を取りまとめましたので、以下にお示しします。

### 視点① 虐待の未然防止

#### ◆子供への虐待を未然に防ぎ、虐待を生まない社会をつくるのが重要です。

そのために、以下の内容を盛り込むことを考えています。

#### ➢ 社会全体での見守り

- ・行政と都民、関係機関が一体となって、子供と家庭を見守り、支えていくこと
- ・保育所や学校、病院などの関係機関は、子供と家庭に接する中で、虐待の兆候を見逃さないこと

#### ➢ 安心して頼れる環境づくり

- ・妊娠・出産から子育てまで切れ目なく支援すること
- ・保護者や子供自身が困ったとき、すぐに相談できるようにすること

#### ➢ 各種健診の確実な受診

- ・保護者は、子供の健やかな成長を守るために区市町村が実施する各種健診を受診すること

## 視点② 早期発見・早期対応

### ◆ 子供を虐待から守るために、早期に発見し、早期に対応することが重要です。

そのために、以下の内容を盛り込むことを考えています。

- ▶ 通告しやすい環境づくり
  - ・ 通告義務や通告先について、都民や関係機関により一層周知すること
  - ・ 虐待を受けた子供が自ら相談しやすい環境及び体制を整備すること
- ▶ 迅速な安全確認
  - ・ 児童相談所及び子供家庭支援センターは、通告を受けた場合、子供の安全を最優先とし、迅速に対応すること
  - ・ 保護者は子供の安全確認に応じること
  - また、都民や関係機関等は、情報提供など必要な協力をする
  - ・ 児童相談所は、確認が困難な場合、法的権限を迅速かつ適切に行使すること
- ▶ 関係機関の連携
  - ・ 児童相談所と子供家庭支援センターの連携・協働を一層進めること
  - また、都内全ての区市町村で子供を守るネットワークを強化し、学校、警察、病院など関係機関と必要な情報を共有しながら、連携して対応すること
  - ・ 児童相談所間など、区域を越えた広域的な連携を推進すること

## 視点③ 子供とその保護者への支援

### ◆ 虐待を受けた子供の成長を支援することが重要です。 ◆ 子供を健やかに育むことができるよう、保護者を支援することが重要です。

そのために、以下の内容を盛り込むことを考えています。

- ▶ 子供に対する支援
  - ・ 虐待を受けた子供に、年齢や心身の状況に応じた適切な支援を行うこと
  - ・ 家庭で適切な養育を受けられない子供に対し、里親など、家庭に代わって社会的に養育し、自立を支援すること
  - ・ 社会的養護のもとで育った子供に対する社会の理解を促進すること
- ▶ 保護者に対する支援
  - ・ 保護者が責任をもって子供を養育し、良好な家庭環境をつくることのできるよう支援すること
  - ・ 虐待を行った保護者が再び虐待を行わないよう支援すること

## 視点④ 人材育成

### ◆ 専門知識や経験を持ち、虐待に的確に対応できる人材の育成が重要です。

そのために、以下の内容を盛り込むことを考えています。

- ▶ 計画的な人材の確保・育成
  - ・ 虐待に的確に対応できるよう児童相談所の人員体制を確保し、専門性を高めていくこと
  - ・ 子供家庭支援センターの職員をはじめ、地域で子育て家庭を支える人材の育成を支援すること
- ▶ 事例検証の徹底
  - ・ 死亡事例等の課題を検証により明らかにし、的確な対応につなげていくこと

## 条例案検討のスケジュール

- ◆ 今回、条例の基本的な考え方についてお示ししました。これに関する都民の皆さまのご意見をお寄せください（9月14日から10月13日まで）。
- ◆ 皆さまにいただいたご意見に加え、区市町村・専門家等のご意見も伺いながら、条例の骨子案を作成した上で、改めて皆さまのご意見を伺う予定です。

